寄稿

判例から学ぶ できることできないこと

第2回　ごみ集積場をめぐる問題 ―非会員の利用をどこまで認めるべきか―

松下 啓一　地方自治研究者・政策起業家（元相模女子大学教授）

自治会をめぐるトラブルの中でも、最も紛争化しやすいのが、ごみ集積場の利用をめぐる問題である。フリーライダー問題の典型例で、自治会に加入してごみ集積場の清掃活動している会員が最も不公平性を感じるところでもある。

ところが自治会が非会員の利用を制限したことが不法行為とされ、損害賠償責任が認められた裁判例が知られるようになった結果、非会員であっても、無条件で利用させなければならないという見方まで広がっている。

1．非会員による自治会ごみ集積場利用請求事案（大阪高裁令和4年10月13日判決）

●平成17年の最高裁判決から令和4年大阪高裁判決に

前回は、自治会をめぐる判例の基本判例である平成17年の最高裁判決を紹介した。この判決は、加入・退会の自由といった個人の権利の尊重を最大限に保障するという組み立てになっているが、この法律学的リベラリズムに立脚した理論的枠組みは、強制的で閉鎖的な共同体からの転換と個人の自由の確立をもたらした点は高く評価できる。

しかし、地域を取り巻く社会経済状況等が大きく変化するなかで、個人の自由を尊重するだけでは、地域社会の平穏と豊かな暮らしは実現できないことが明らかになるなかで、判例は徐々に自治会の公共的機能を重視するようになっていった。その流れを象徴する判決の一つが、今回取り上げる大阪高裁判決（令和4年10月13日）である。

●事案の概要

本件は、神戸市の認可地縁団体である自治会が、自治会に加入していない住民に対し、ごみ集積場の利用を全面的に拒否した事案である。

このごみ集積場は、もともとUR（独立行政法人都市再生機構）が所有し、自治会加入の有無にかかわらず地域住民全体が利用していた施設であった。しかし、これが自治会に無償譲渡された際、管理費用が掛かる等の理由から、自治会は運用方針を変更し、次のような利用制度を導入した。

・自治会員：利用可。年額3600円（月300円）＋掃除当番あり
・準自治会員：利用可。年額10000円（掃除当番なし）
・非自治会員：原則利用不可（利用には自治会との契約が必要）

原告（被控訴人）らは自治会を脱退していたため、ごみ集積場を利用できなくなった（パッカー車が来るタイミングを待っ

て手渡しする、自宅敷地内にごみを大量に仮置きするなどを行っていた）

そこで原告らは、いくら自治会が所有権に基づく管理権限を有しているとしても、非会員であることのみを理由に一律に利用を排除することは権利濫用に当たり許されないと主張し、不法行為に基づく慰謝料請求とごみを排出できる地位の確認を求めて提訴したものである。

●主な争点

主な争点は以下の2点である。

①ごみ集積場の利用拒否は不法行為に当たるか

ここでは、家庭ごみを排出する利益が法的保護に値するか、自治会が非会員の利用を拒否することに正当理由があるか、自治会の所有権行使が権利濫用に当たるか。

②原告にごみ集積場を利用できる地位が認められるか

●判決の論理

判決は、自治会による不法行為を認定し、慰謝料について、原告一人あたり15万円とした（2名で30万円）。この結論に至る判決の論理は次のとおりである。

①家庭ごみ排出利益は法的保護に値する

家庭ごみの排出は日常生活に不可欠であり、これが妨げられると衛生、防災、安全、生活環境に重大な支障が生じる。そのため、市町村の定めるルールに従って家庭ごみを適切に排出する利益は、日常生活に不可欠な法的保護利益である。

②利益侵害―利用拒否による生活利益の侵害

本件ごみ集積場は従前から地域住民全体の利用に供され、代替施設も存在していなかった。そのため、自治会による利用拒否は、単なる施設利用の制限ではなく、家庭ごみを排出する手段そのものを奪う行為であり、生活上不可欠な利益への侵害に当たる。

③違法性判断―排除を正当化する理由はない

自治会側は、所有権、維持管理費用、会員との公平を利用拒否の理由とした。しかし裁判所は、ごみ集積場が地域生活を支える公共的施設である以上、所有権の行使にも限界がある。また、費用負担の問題は、利用者を排除するのではなく、相当な対価を求めることで調整できると判断した。

④加入強制の否定―利用を条件に加入は許されない

自治会側は、「利用したければ自治会に加入すればよい」とも主張した。しかし判決は、自治会は任意加入団体であり、ごみ集積場の利用を条件として加入を迫ることは、生活インフラを利用した事実上の加入強制に等しく、許されないとした。

⑤不法行為の成立―所有権濫用として違法

以上のようなことから、自治会による不法行為を肯定して慰謝料請求を認めた。

⑥ただし利用権は成立しない

この点は原審である神戸地裁判決（令和3年9月22日）とは違って、利用を拒絶する行為が違法であることと原告に利用権があることは別問題であり、不法行為が成立するからといって、当然に具体的な利用権が発生するわけではないとした。

2．大阪高裁判決の核心

●大阪高裁判決の核心

ごみ集積場をめぐる紛争は、一見すると自治会の所有権と非会員の利用要求との対立のように見えるが、実際は、会費を負担し清掃にも参加している会員と何らの負担なく利用する非会員との間の不公平感が基本的な原因である。

この不公平感を放置すると、単なる法的トラブルにとどまらず、地域コミュニティの持続性そのものを損なうおそれがある。

そこで、大阪高裁判決は、この感情的な対立を次のように整理した。

①比較考量

この問題に対する判決の基本的立場は、自治会の自由な管理権と住民の利用権の

どちらか一方を絶対視するものではなく、具体的状況に応じた調整（比較考量）を求める立場である。これは、所有権も守りつつ、生活の仕組みも維持するための現実的な考え方である。

②任意性を尊重する

自治会は任意団体であり、ごみ出しを理由に加入強制することは許されない。これは最高裁判決を踏襲している。

③ごみ集積場は自治会の私物にとどまらない

形式的には自治会所有であっても、生活インフラとしての公共性を有する場合がある。ごみ出しは生活に不可欠であり、ごみ集積場を会員のみの特典として排他的に扱うことはできない場合がある。

④自治会活動と生活サービスは区別すべきである

祭りや親睦活動は任意参加の領域であるのに対して、ごみ出しは生活に不可欠な基盤サービスである。この両者を同列に扱うことはできない。

⑤排除ではなく合理的負担で調整すべきである

かといって本判決は、ただ乗りを無条件に認めたものではない。むしろ、管理費相当額の負担、利用料の徴収といった形での公平な負担調整は可能であることを示している。

●排除から負担調整へ

この判例の最も重要な指摘は、ごみ集積場を「使わせない」（排除）ではなく、「どう負担してもらうか」（負担調整）を考えるという発想への転換である。

具体的には、清掃当番の代わりとなる費用、集積場の場所代や維持費などを含めた管理コスト相当額を示し、「会費を払わないなら使うな」ではなく「相応の負担をするなら利用できる」という形で運用することを求めた（自治会はそれをしなかったので不法行為が成立するとした）。

3. ごみ集積場利用に伴う相当の対価とは

（福井地裁令和7年4月16日判決）

●令和4年大阪高裁から令和7年福井地裁へ

令和4年大阪高裁判決は、ごみ集積場を地域住民の生活を支える公共性を帯びた地域インフラとして捉えた。つまり、ごみ集積場の紛争の本質を所有権対利用権の対立としてではなく、利用利益を受ける者と維持管理費や労務を負担する者との間の受益と負担の不均衡の問題として捉え直した。ここでは、非会員を排除するのではなく、相当な対価負担を求めることで公平を図るという道すじを示したことになる。

それをさらに具体化したのが、令和7年4月16日福井地裁判決である。

●事案の概要と主な争点

本件は、自治会を退会した住民が、ごみ集積場の利用を拒否されたことから、ごみ集積場を利用する権利の確認と慰謝料の支払いを求めた事案である。

原告は令和5年3月に自治会を退会した後もごみ集積場の利用を希望したが、自治会は非会員の利用料を年2万2000円から3万円とする方針を決定した。その後、調停は不成立となったが、訴訟では、原告が裁判所の定める相当の対価を支払うことを条件として、ごみ集積場を利用できることについて当事者間で合意が成立した。

そのため、本件の主な争点は、原告が支払うべき「相当の対価」はいくらなのか、また、利用拒否が不法行為に当たるかであった。

●原告の主張

負担すべきなのは、ごみ集積場の維持管理費のみであり、防犯活動や祭りなど自治会活動全体の費用まで負担する必要はないと主張した。そして、管理人報酬のうち本件ごみ集積場に対応する額を世帯数で按分すると、相当な利用料は年額270円と主張した。

また、自治会が利用を全面的に拒否し

たため、ごみ収集サービスを実質的に利用できなくなり、精神的苦痛を受けたとして慰謝料を請求した。

●被告（自治会）の主張

対して被告自治会は、年額2万4000円の利用料を請求した。原告はごみ集積場だけでなく、防犯、防災、環境美化、排水路管理など自治会が維持する地域環境全体の利益を受けている。自治会の年間経費を世帯数で按分すると約2万円となり、さらに会員が無償で行っている草刈りや清掃などの労務を加えると、1世帯当たり年間約3万2000円相当の負担になることから、年額2万4000円の利用料は合理的な金額であると主張した。また、利用を全面的に拒否した事実はなく、利用条件について協議を続けていたにすぎないと反論した。

●判決

判決は、原告が使用料年1万5000円を支払うことを条件に、被告の管理する福井市A町に設置されたごみ集積場を使用する権利を有することを確認するというものであった。

その理由は次の通りである。

ごみ集積場は自治会が設置・管理する施設であり、使用料を第一次的に定める権限は自治会にあるものの、ごみ集積場は市町村の一般廃棄物処理制度を支える公的性格を有する地域インフラであることから、その使用料は自治会が自由に設定できるものではなく、合理性と公平性を備えた相当な対価でなければならない。

そして、非会員は自治会の意思決定に参加する権利を持たない以上、自治会費とほぼ同額の利用料を課すことは任意加入の原則に反し、事実上加入を強制することになりかねないとして否定した。

一方で、裁判所は、相当な対価はごみ集積場の維持管理費だけを基準として算定すべきではなく、自治会が地域公共機能を維持するために必要な防犯、防災、環境美化などの活動に要する実費も考慮すべきであるとした。

その上で、自治会の支出項目を個別に検討し、標記の金額を算出した。

●具体的な算定判断

判決では、非会員が負担すべき費用は、地域公共機能の維持に必要な合理的な実費を基礎として算定すべきことを明らかにするとともに、どの費用を負担対象とし、どの費用を対象外とするかについて具体的な判断基準を示している。今後の実務に重要な指針を示した判決といえる。

判決では、ごみ集積場管理費、防犯灯の電気代、防災設備費、地域環境整備費など地域住民全体の利益となる費用は負担対象と認める一方、集会所管理費、親睦行事費、会員の慰労費、本件訴訟費用、会員によるボランティア活動などは負担対象から除外した。

経費項目	裁判所の判断	負担対象となる内容	負担対象外となる内容
管理人報酬	全額負担対象	ごみステーション管理費	なし
衛生費	一部のみ負担対象	ごみ集積場に関する費用	集会所（開発センター）管理費、墓地管理費
光熱水費	一部のみ負担対象	防犯灯の電気代	集会所の電気・水道代
防災費	一部のみ負担対象	消防設備など地域防災に必要な費用	出初式の弁当代・お茶代など行事費
労務活動費	一部のみ負担対象	軽トラック借上料、草刈機燃料代など活動に必要な実費	清掃参加者へのお茶代など慰労費
修繕費	一部のみ負担対象	防犯灯等の地域環境整備に必要な修繕費	集会所の修繕費
会議費	一部のみ負担対象	会議に必要なお茶代・弁当代など必要最小限の経費	新年会・忘年会・菓子代など親睦費
旅費・交通費	一部のみ負担対象	通常の自治会活動に要する交通費	本件訴訟・調停に関する費用
ボランティア活動	負担対象外	なし	自治会員の無償奉仕労働の価値

松下啓一　地方自治研究者・政策起業家（元相模女子大学教授）、神奈川県横須賀市の単位町内会長。著書に『元気な町内会のつくり方―10の処方箋と80の実践事例』（日本橋出版）ほか多数。